

少額投資、10年非課税に

来年から総額500万円まで

政府・与党は15日、2013年度税制改正で、年100万円までの株式や株式投資信託への投資を非課税にする「少額投資非課税制度」について、対象を14年から23年まで10年間の投資とする方針を固めた。従来は14年から3年間に限定する予定だったが、期間を大幅に延ばす。

同制度は株式と株式投資信託について配当や譲渡益を非課税にする。一度投資した金融商品に税がかからない期間は5年間から、これを超えると課税される。株式などからの収益への課税を本来の20

同制度は14年から3年間の期限措置の予定だったが、証券会社などでSTEM投資がかさむため、金融庁が恒久的な制度にするよう求めている。財務省は期間を区切前、13年度税制改正の素案をまとめた。各省庁な

どの減税要望について、大半は今後の検討課題と

し、焦点の住宅ローン減税の拡充や自動車課税の見直しは「政策的問題として検討する」として今後の政治折衝に結論を委ねた。

地方税のゴルフ場利用税は現状維持で決着した。総務省が要望していた日本郵政グループ内の取引にかかる消費税の非課税措置の創設も見送る。緊急経済対策に基づいて実施する給与を増や

す企業や、設備投資を増やす企業への減税制度も、財源確保が必要などから政治折衝が必要との扱いにした。

自民党は15日午前の税調幹部会で素案を配布し、協議した。野田毅税制調査会長は同日午前、麻生太郎財務相と税制改正について意見交換した。自民党税調は午後を開く小委員会でも協議を進める。

13 15 日 経済